

要請に対する県の考え方は以下のとおりです。

要請 1) 流水型の最上小国川ダム環境影響について、下流河川の生態環境は確実に変化すると考えられること、温泉湯脈に影響することなく河道改修は可能であることなど、最新の知見を排除したままダム建設を押し進めるのは許されない。本体工事の入札中止を求める。

#### 県の考え方 1) (県土整備部河川課)

最上小国川流水型ダムが建設された場合の下流河川環境への影響については、平成 24 年 1 月 23 日付けを初め何度か回答をしているとおり、学識経験者と地元関係者からなる「最上小国川流域環境保全協議会」において、平成 20 年度より 13 回の審議を重ねてきております。この中ではこれまで 2 回の中間とりまとめをしていただいております、そのどちらにおいても「河川環境への影響は小さい」という報告をいただいております。

また、赤倉地区での河川改修については、平成 20 年度に学識経験者を含めた調査を行ってきており、河川改修を行った場合には温泉湯脈への影響があることがとりまとめられております。

さらに、平成 22 年度から国の要請により開始されたダム検証においても、様々な治水対策案や環境への影響等を検討した上で、「継続」とする対応方針を国が決定しております。

このように治水対策や環境の保全については、さまざまな知見や意見をもとに慎重な調査・検討を重ねた上で流水型ダム建設事業に取り組んできており、その内容や判断は適正なものであると考えております。

引き続き、環境に十分配慮しつつ、事業の内容について幅広く周知を行いながら本事業を推進し、赤倉地区をはじめとする流域の皆さんの安全・安心の確保へ向けて、しっかりと取り組んでまいります。

要請 2) ダム着工に漁協は同意したが、組合員有志は同意していないことから、ダム建設は財産権の侵害にあたり違法であるため漁業権及び漁業行使権の法律上の解釈の説明を要請する。

#### 県の考え方 2) (農林水産部水産振興課)

県としましては、漁業権及び漁業行使権について以下のように解釈しています。

##### 1 共同漁業権及び漁業行使権に関する最高裁判例

共同漁業権と個々の組合員の漁業行使権等の権利のあり方については、最高裁平成元年 7 月 13 日第一小法廷判決が以下のように判示しております。

「共同漁業権が法人としての漁業協同組合に帰属するのは、法人が物を所有する場合と全く同一であり、組合員の漁業を営む権利は、漁業協同組合という団体の構成員としての地位に基づき、組合の制定する漁業権行使規則の定めるところに従って行使することのできる権利であるとするのが相当である。そして、漁業協同組合がその有する漁業権を放棄した場合に漁業権消滅の対価として支払われる補償金は、法人としての漁業協同組合に帰属するものというべきである」

##### 2 最高裁判例を踏まえた山形県の考え方

小国川漁協の共同漁業権については、上記最高裁判例が判示するように、「法人が物を所有する場合と全く同一」に「共同漁業権が法人としての漁業協同組合に帰属する」ものであり、このため、「漁業協同組合がその有する漁業権を放棄した場合に漁業権消滅の対価として支払われる補償金は、法人としての漁業協同組合に帰属する」こととなります。

最上小国川流水型ダム建設に伴う共同漁業権の対象水面の減少の場合についても、これに対する補償金(要否を含む)は法人としての漁業協同組合に帰属することとなります。

山形県においては、共同漁業権及びこれに対する補償金の帰属主体に関する上記の考え方に基づいて、平成 26 年 10 月 8 日付けで小国川漁協と「最上小国川流水型ダム建設に伴う漁場環境の保全に関する覚書」を締結したものであります。

山形県の対応は、上記のとおり最高裁の判断に従ったものであることから、その正当性は十分に裏付けられているものと考えております。